

令和7年度 事業計画

I 糸満ちむちむ さんかくプラン基本理念

『つながりを深め 誰もが安心できるまち 糸満市』

II 中期経営 理念

- ❖経営理念① 地域住民の複雑・複合化した住民ニーズに基づく、柔軟な対応と新たな取り組みへの挑戦
- ❖経営理念② 地域住民が共に支え合える地域づくり
- ❖経営理念③ 持続可能である責任ある自律した組織運営

III 基本方針

私たちの地域には様々な人が暮らしており、その中には、高齢や障がいなどの理由に何らかの支援が必要な方や家族がたくさんいます。また今般の物価高騰や失業、休業等の影響により、日常生活の維持が困難となっている世帯への支援が求められています。

こうした中、社協は「第5次糸満市地域福祉活動計画」を基に住民の身近な圏域で地域住民及び関係機関団体と協働により、複合化・多様化した地域生活課題を把握し、解決につなげる支援や仕組みづくりを一体的に受け止める包括的支援体制づくりを目指し、事業の展開に社協は連携・協働の場(プラットフォーム)の役割を十分に発揮し、地域福祉の推進役として、より一層積極的に取り組んでいきます。

特に、社協経営の充実化を図る上で、新たに作成された中期経営計画を推進し、3年計画の初年度となる令和7年度は、理事・監事・評議員の改選時期を迎えることから、社協活動、組織運営の指針となる「社協基本要項2025」を基に、役職員等全員で社協の目指す方向性や役割を共有し発信していきます。またアウトリーチを重視した相談支援体制の強化や既存の事業評価による見直し、ニーズに応じた新規事業の評価、更には災害時等の復旧・復興への生活支援等を想定した、協働型の災害ボランティアセンター設置訓練等も実施します。

IV 重点目標

1. 組織の機能強化と事業活動等の見直しや処遇改善に向けた取り組み
2. 生活困窮者への社会的な自立支援の推進
3. 地域支え合いネットワーク活動の推進
4. 権利擁護及び成年後見利用促進に向けた取り組み
5. 災害ボランティアセンター設置運営の体制整備

V 社協キーワード

「話す」・「つなぐ」・「笑顔」

1. 法人運営

1-1 会務の運営

- (1) 正副会長会の開催(随時)
- (2) 理事会の開催: 年5回(6月〔2回〕・9月・1月・3月)
- (3) 評議員会の開催: 年4回(6月・9月・1月・3月)
- (4) 各種委員会の開催
- (5) 苦情解決に関する第三者委員の配置
- (6) 監査の実施

1-2 財政基盤の強化

- (1) 社協会員増強運動の推進(戸別・賛助・施設団体・特別会員)
- (2) 社協活動資金造成チャリティーの実施
- (3) 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動の推進
- (4) 福祉積立金の運用
- (5) 寄附型自動販売機設置の推進

1-3 調査広報事業

- (1) 社協だよりの発刊: 年4回(7月・10月・1月・3月)
- (2) 社協ホームページの内容充実
- (3) 市広報紙・マスコミ・FMたまんの活用
- (4) SNSの活用検討
- (5) 県社協、他機関団体の調査等への協力

1-4 社会福祉センターの管理運営

- (1) 運営委員会の開催
- (2) 社会福祉センターの保守管理、借用申請受付、施設環境整備に関すること
- (3) 陶芸作業所の管理運営に関すること
- (4) 防災教育・訓練の実施
- (5) 地域福祉センター建設検討委員会の開催

1-5 組織の基盤強化及び人材育成(体験・研修)

- (1) 事務・事業活動の見直しと職員の処遇改善や適性配置
- (2) 役職員等研修会の実施
- (3) 職場体験・実習生の受け入れ

1-6 その他

- (1) 真栄里屋外運動場の指定管理(指定管理者制度)
- (2) 初動体制・災害時等の対応マニュアル整備及び協働型の災害ボランティアセンター設置訓練の実施

2. 相談支援事業

2-1 要援護者生活支援体制づくりの推進

(1) 生活困窮者自立支援法関連事業

- ① 自立相談支援事業の実施
- ② 住居確保給付金の相談及び申請の受付等
- ③ 居住支援事業の実施
- ④ 家計改善支援事業の実施
- ⑤ 就労準備支援事業の実施

(2) 低所得者及び世帯に対する支援事業

- ① 生活福祉資金(本則)の貸付業務並びに貸付後の更生指導と償還指導
- ② 生活福祉資金特例貸付の償還及び償還免除に関する対応等
- ③ 法外援護事業(罹災者見舞金支給・食料支援・ゆいまーる資金貸付等)の実施
- ④ 共同募金配分金(赤い羽根、歳末たすけ合い)による生活困窮世帯への援護活動

(3) 日常生活自立支援事業

- ① 福祉サービスの利用手続き及び金銭管理等の支援
- ② 生活支援員の拡充及び連携体制の強化

(4) 成年後見制度利用促進に向けた取り組み

3. 地域福祉事業

3-1 ボランティアセンター事業

- (1) ボランティア活動に関する相談・登録・活動紹介
- (2) ボランティア団体等の組織化に関すること
- (3) 福祉教育の推進に関すること

3-2 地域支え合いネットワーク事業

- (1) 地域福祉コーディネーターの配置
- (2) 地域福祉懇談会の開催及び地域支え合い会(協議会)の設置推進
- (3) 地域ニーズの把握及び地域相談窓口の設置推進

3-3 連絡調整事業

- (1) 市内社会福祉法人等連絡会の開催(地域公益活動の推進)
- (2) 企業と連携した地域福祉活動の推進

3-4 高齢者福祉に関する事業

- (1)地域デイサービス事業の実施(指定自治会・中央型)
- (2)紙オムツ給付事業の実施
- (3)住民主体型運動教室への活動支援

3-5 児童福祉に関する事業

- (1)居場所の連絡会運營業務(コーディネーターの配置)
- (2)こいのぼり掲揚式の実施
- (3)認可外保育施設及び小規模保育事業所等の活動支援
- (4)子ども支援事業の推進
- (5)多子世帯生活支援事業の推進
- (6)子どもの貧困対策の推進(フードドライブの実施)

4. その他の活動

4-1 受託事務団体への活動支援(事務局)

- (1)糸満市民生委員児童委員連絡協議会
- (2)糸満市老人クラブ連合会
- (3)糸満市母子寡婦福祉会
- (4)糸満市身体障害者協会
- (5)糸満市手をつなぐ育成会
- (6)介護生活を考える「あだんの会 糸満」

4-2 その他

- (1)第5次地域福祉活動計画の推進
- (2)重層的支援体制整備に向けた取組の推進
- (3)「県社協THANKS(サンクス)運動」の啓発・活動の推進
- (4)共同募金配分金助成の見直し
- (5)シングルマザー応援給付事業の実施
- (6)中期経営計画の進行管理